

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2015. 5.10発行〈通巻第455号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アスベスト肺がん労災不支給を自庁取り消し
岡山の元大工 2
- 出揃ったストレスチェック制度の指針とマニュアル
職場改善実現の制度にできるのか? 5
- 四半期で10mSv超が8人
除染作業での被ばく線量 集計結果を公表 9
- それぞれのアスベスト禍 その50 古川和子 11
- 関西労働者安全センター第35回総会のご案内 13
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 17
新緑を吸い込みいや増す悲しみぞ「泉南石綿の碑」建立 泉南
産業用ロボットに挟まれ重傷 外国人技能実習生 大阪

4月の新聞記事から／19
表紙／「泉南石綿の碑」の除幕をした元原告の石川チウ子さん(左)と
岡田陽子さん(撮影:今井明)

アスベスト肺がん労災不支給を自庁取り消し 岡山の元大工

中皮腫の2倍は被災者があると推定されるが、認定件数の少ないアスベスト肺がん。これまでに、9件が労災不支給決定取り消しを求めて訴訟で争われ、6件が勝訴、1件が自庁取り消しとなっている（次頁表1参照）。厚生労働省は2012年に新認定基準を通知したが、訴訟で勝訴したケースの条件に合致しない内容となっている。さらに今回、新認定基準後に提訴した方のケースで、自庁取り消しで労災認定された。

石綿小体 1845 本で労災不支給取消し訴訟一転 国が労災と認定 岡山地裁

ひょうご労働安全衛生センター

石綿小体数が1845本で、認定基準の5000本を下回るとの理由で労災が不支給となった案件の取消し訴訟で、国側が「胸膜プラークが有る」として一転労災と認定。石綿肺がんの新認定基準をめぐる初の訴訟であったが、国側が自庁取消しを行ったため、訴訟は終結した。

事件の概要

岡山県井原市に住むAさんは、1968年3月から2007年8月まで、主に大工として建築作業に従事しました。木造建築では石綿含有建材の加工・裁断作業に、鉄骨建築では石綿が吹き付けて有るそばでの作業において石綿に曝露したのです。

2008年11月に近院での胸部画像撮影において異常陰影を指摘され、倉敷中央病院を受診したところ肺がんと診断されまし

た。その後、左肺上葉切除術を受け、抗がん剤治療を続けていましたが、2014年1月21日に亡くなりました。

Aさんは、生前に療養補償給付と休業補償給付の請求を行いました。調査を行った笠岡署は2012年6月6日付で「労災の認定基準に至らなかったため」との理由で、労災と認めませんでした。労災申請が認められなかった理由は、肺内から検出された石綿小体の数が1845本で、5000本に満たないということが大きな理由でした。

その後、岡山労働者災害補償保険審査官は2013年2月12日付で請求を棄却し、労働保険審査会は同年12月11日付で請求を棄却したのでした。そのため、労災不支給処分の取り消しを求め、2014年6月10日に岡山地裁に提訴したのです。

表1 石綿肺がん不支給処分取消訴訟の要状

事件名	原告氏名	被告所	職業	職業時期	作業内容	発症時期	職業指標	一事出所その他	現状
M	2008.10.10	神戸地裁	造船	20年 1961.5～ 1964.6 (1966.6 1968.8除く)	本所の船倉内に入って荷役作業に立ち寄り、石綿製の板状品名「荷印」積替等を点検し、交換の証明を行う(船上後製作業)の前後、溶断の作業に従事した。	2003.3.27 亡	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維計測なし ④石綿繊維計測なし	一事出所その他 (1)認定基準(10年未満)の職業的要因に加え、胸膜プラーク、石綿小体の職業的所見の存在を要する。また、もともと胸膜プラークは職業的要因から、溶断に限定して認定すべきでない。 (2)約26年間の、直接溶断を取り扱う作業はなかつたものの、小組立作業における研削盤、鉄板の切断、旋削作業の際、他部署に依頼に行った際や防火班として作業した際などに石綿に曝露する機会があった。曝露は間接的に曝露濃度は低いものであったと考えられる。 (3)胸膜プラークは認められない。 (4)胸膜プラークが存在する高濃度の職業性を基礎付ける事情はないから、喫煙の習慣がないことも考慮しても、労務1049-5	大阪高裁 で審理中
H	2009.11.13	神戸地裁 大阪高裁(控訴)	造船	20年 1961.5～ 1960頃	本所の船倉内に入って荷役作業に立ち寄り、石綿製の板状品名「荷印」積替等を点検し、交換の証明を行う(船上後製作業)の前後、溶断の作業に従事した。	2003.6.23 肺がん診断 2006.1.10 亡	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維計測なし ④石綿繊維計測なし	①認定基準、石綿肺発症に要件としない。 ②石綿肺発症の有無、程度、10年以上にわたる労務1049-5に準じて認定すべきでない。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	2013.2.12 大阪高裁 勝訴判決 (確定)
K	2009.7.7	東京地裁 東京高裁	製鉄	11年5ヶ月 1973.2～ 1978.3 (2)1980.4～ 1986.6	製鋼工場内においてシヤット機、石綿耐熱被覆を着脱し、溶断作業に従事した。溶断作業に際して、新しい石綿製品を切断し、劣化した古い石綿製品を切断、搬去した。	2003.10.17 肺がん診断	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維1μ54万本・5μ12万本	①認定基準(22年未満)労務1048-85 ②石綿肺発症に要件としない。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	2013.5.28 東京高裁 勝訴判決 (確定)
I	2009.10.1	東京地裁 建設 大工	建設 大工	40年以上 1955.4～ 2008.3	木造住宅や鉄骨造建築物の新築・増改築工事に従事し、石綿含有建材加工、取り付け、取り出し等により石綿に曝露した。	1999.2.8 肺がん診断 1999.10.20 死亡	①石綿肺一争いあり ②胸膜プラーク一争いあり ③石綿繊維計測なし(肺) ④石綿繊維計測なし(腎) ⑤石綿繊維計測なし	①認定基準、X線検査はCに ②石綿肺発症の有無、程度、木造建築物の新築・増改築工事において石綿含有建材の切断、加工等により石綿に曝露した。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	一審確定
I	2010.4	東京地裁	航空	34年 1959.3～ 1993.2	日本航空において航空機のエンジン溶接などの作業に従事した。	2005.8.12 肺がん診断 2007.7.8 亡	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維1μ255万本・5μ51万本	①認定基準、X線検査はCにより胸膜プラークが認められ、石綿肺発症要件が10年以上。 ②石綿肺発症の有無、程度、木造建築物の新築・増改築工事において石綿含有建材の切断、加工等により石綿に曝露した。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	一審確定
K	2010.9.28	神戸地裁	造船 (控訴)	30年余 1965.4～ 2001.3	本所の船倉内や沿岸部の倉庫で荷役作業に立ち寄り、石綿製の板状品名「荷印」積替等を点検し、交換の証明を行う(船上後製作業・沿岸後製作業)。	1999.9.9 肺がん診断 2001.7.11 亡	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維1μ124万本・5μ15万本	①認定基準、X線検査はCにより胸膜プラークが認められ、石綿肺発症要件が10年以上。 ②石綿肺発症の有無、程度、木造建築物の新築・増改築工事において石綿含有建材の切断、加工等により石綿に曝露した。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	2013.11.15 支給決定 (自庁取 消)
F	2011.7.8	神戸地裁	建設 型枠大 工	36年 1967.7～ 2003.7	石綿製の板状品名「荷印」積替等を点検し、交換の証明を行う(船上後製作業・沿岸後製作業)。	2006.11.29 肺がん診断 2008.3.24 亡	①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿繊維1μ137万本・5μ25万本	①認定基準、X線検査はCにより胸膜プラークが認められ、石綿肺発症要件が10年以上。 ②石綿肺発症の有無、程度、木造建築物の新築・増改築工事において石綿含有建材の切断、加工等により石綿に曝露した。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	2014.5.12 神戸地裁 勝訴判決 (確定)
N	2012.4.18	大阪地裁	建設 大工	27年 1959.9～ 1986.7	一般住宅の新築・改修・解体。	2007.9.19 肺がん診断	①石綿肺一争いあり ②胸膜プラーク一争いあり ③石綿繊維1μ243万本・5μ下限値(5万本)未満	①認定基準、X線検査はCにより胸膜プラークが認められ、石綿肺発症要件が10年以上。 ②石綿肺発症の有無、程度、木造建築物の新築・増改築工事において石綿含有建材の切断、加工等により石綿に曝露した。 ③職業的要因の有無、程度、11年5ヶ月石綿採取業務に従事し、石綿繊維以外の要因が肺がんの発症に寄与したことはない。認定基準を充足する。	2014.3.26 大阪地裁 一審確定

新認定基準を巡り全国で初めて訴訟

今回の提訴は、石綿肺がんの認定基準における石綿小体の評価を争う裁判でした。特に、2012年の新認定基準をめぐることは

全国で初めての訴訟であり、労災不支給処分の取り消しを求めるなかで、認定基準(2012年基準)のあり方、石綿小体・石綿繊維の数と肺がん発症リスクが争点でした。そうした意味でも、石綿小体の本数議論に終止符を打つための重要な裁判でもあ

りました。

昨年6月10日に岡山地裁に提訴した裁判は、9月30日に第1回期日が開かれ、原告であるAさんの奥さんの口頭意見陳述が行われました。その際、「主人は、肺がんになり、労災の申請をしたのに認められず『くやしい、情けない』と言ひ残して、先に旅立ちました。私は、主人の思いを引き継いでいくことが供養だと思い、提訴に踏み切ることに致しました。主人が、長年にわたってアスベストを扱う仕事をしてきたことは確かです。本数だけではなく、主人の仕事の内容や労働環境などを、きちんと評価して判断していただきたい」と涙ながらに訴えられました。

第2回目の期日が今年の2月3日に指定され、その前段として1月14日に進行協議が設定されていました。進行協議において国側から「遺族補償請求の調査の過程で、CT画像に胸膜プラークが見つかった」という見解が示され、業務上としての処理を進めているとの表明があったのでした。労災請求から再審査請求までの3回の調査において「胸膜プラークなし」と判断されたていたにもかかわらず、一転「プラーク有り」となったのです。寝耳に水とはまさにこのことでした。

もっと早く認定を

2月9日、福山労基署の労災課長が原告の自宅に決定通知を届けに来ました。これまで、最終ばく露職場は自営のA建設（労災保険に特別加入）だとして調査が行われ

不支給決定も行われました。当センターが係わった審査請求の段階から、A建設での石綿ばく露は近年のことであり微量であるとし、その前の労働者の時代の方が高濃度ばく露であると主張していました。

今回、国側の再調査の結果、A建設時よりも労働者期間の方が高濃度ばく露であったと判断され、特別加入時の岡山県笠岡署から労働者時代の広島県福山署に移送され、決定が行われたのでした。そのため、給付日額も特別加入の4000円から約2.5倍となり決定されました。

ただ、原告の思いは、被災者の生前中の労災認定の通知です。これまで「胸膜プラークなし」と判断しておきながら、訴訟になったら「胸膜プラーク有り」では到底納得ができません。プラークが有ったのなら、もっと早く業務上との判断を示すべきだったのです。毎日新聞は「石綿肺がんの新認定基準をめぐる初の訴訟だが、取り下げられ、国側の『不戦敗』となった」と報じました。石綿小体数の評価をめぐる争点論争に入る前に自庁取消しとなったわけで、「不戦敗」との表現は的を得ているのではないのでしょうか。



出揃ったストレスチェック制度の 指針とマニュアル

職場改善実現の制度にできるか？

一次予防が目的

12月1日より、いよいよストレスチェックの実施が義務付けられる。

昨年6月に労働安全衛生法改正案が可決し、そのもっとも大きな改正として新設された第66条の10（心理的な負担の程度を把握するための検査等）が、1年以上の準備期間を経て施行されるからである。

さかのぼれば、2010年4月に当時の長妻厚生労働大臣が、「健康診断でうつ病のスクリーニングを義務づける」という趣旨の発言を記者会見で行ったことにはじまる。唐突だったこの発言は、それでも同年9月に公表された「メンタルヘルス対策検討会」の報告書に引き継がれた。

さすがに「うつ病のスクリーニング」などという明け透けに問題視されるような内容はなくなったが、精神疾患の“早期発見”を目的の一つとする新たな検査創設が改正内容となり、結局翌2011年10月に国会に上程されることとなった。しかし安全衛生対策に関与する各方面から問題点の指摘が絶えなかったこの改正案は、継続審議扱いが続いてたなざらしとなり、ようやく翌年の8月に趣旨説明が行われたものの、審議は行われず、結局、その12月の国会解

散で廃案となった。

しかし厚生労働省はその後、制度の中身を検討し直し、「メンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を目的とするもの」としてストレスチェック制度を新たな改正法案として準備、2014年1月に労働政策審議会に諮問する。この段階では、全ての事業場と労働者にストレスチェックを義務付けるとする内容だったが、国会上程前の2月19日の自民党厚生労働部会において、管理や悪用への懸念があるという反対意見が出されることとなる。その結果、義務付け対象を産業医選任義務がある50人以上事業場にし、50人未満は努力義務とすること、労働者への義務付けをなくして希望者のみにするという大幅な修正が行われた。そして国会を全会一致で可決、6月26日に公布の運びとなったわけだ。

個人情報の扱いが分かり難さの原因？

それにしても、労働者のストレス状況をチェックすることを制度化し、職場改善に結びつけるというのは、なかなか難しい。素人目にも容易に想像がつく。そのことは、出来上がった制度内容をみてもよくわかる。というより、ややこしさ、分かり難

さがはっきりしている。

法律成立後になってから、「ストレスチェック項目等に関する専門検討会」「ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会」「ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱い等に関する検討会」という3つの検討会が精力的に開催され、昨年末に報告書をまとめた。そして、この4月、5月には「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」と「Q & A」、それに制度全体を把握するための「説明会資料」もHP上で公開された。とくに「マニュアル」に至っては171頁と分厚いものになっている。

なんといってもこの制度の分かり難さの原因になっているのは、ストレスチェックの結果情報の扱いである。事業者はストレスチェック実施の義務を負うが、その実施者は事業者とは別の者であり、その情報を労働者の同意なく事業者に知らせてはならない。職場のストレスについて労働者個人がどのように感じているかという情報を扱うだけに、当然のことといえるのだが、特に運用上の問題となりそうなのが、事業場内の産業保健スタッフの関わり方である。

たとえば産業医は、事業場の状況を詳しく知り、専門家として労働衛生対策について事業者に助言や勧告を行う立場にあり、事業者とは密接なかかわりを持つのが普通だ。事業場のストレスチェックを実施するときに、外部機関に委託するのではなく、事情をよくわかっている産業医が実施者になったり、共同実施者になるのは自然なことだが、このとき産業医は労働者個人のス

トレスチェックの結果について事業者に漏らしてはならない。

しかし、高ストレス状態にあり医師による面接指導の申し出を勧奨し、その労働者が申し出たときは、事業者に情報が伝わることとなり、面接指導の結果についても事業者に伝え、適切な措置を取るということになる。このあたりの運用上で生じる問題は、12月以降に顕在化する可能性はありそうだ。

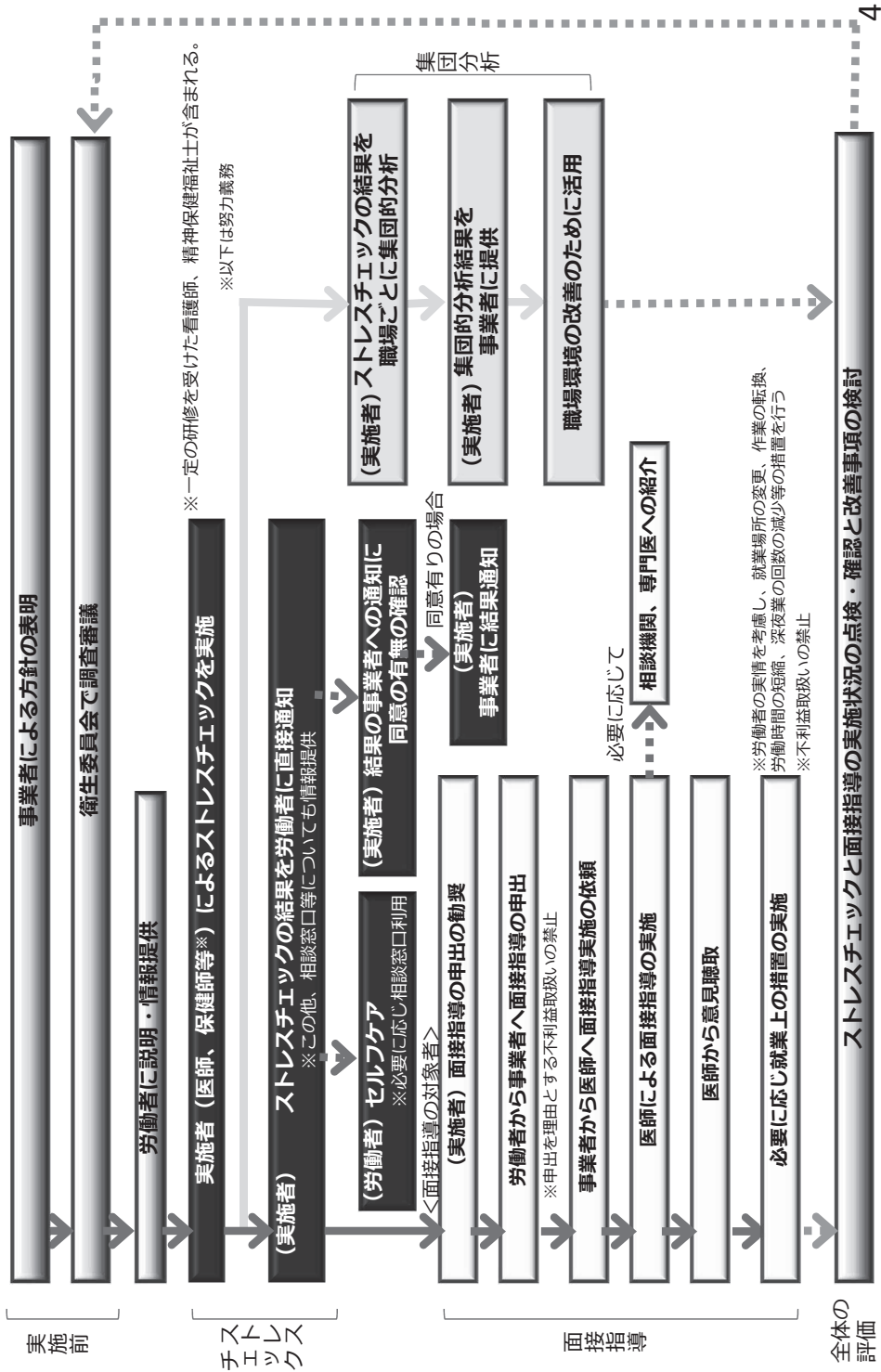
衛生委員会労働組合推薦委員の役割が大事

ストレスチェック制度の目的は、5月1日に公表された指針において、次のように記されている。

「特にメンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものである。さらにその中で、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としている。」

この記述からわかるように、目的の最も一義的なものは、ストレスを低減させて職

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



場環境の改善につなげるということである。したがって、この指針で明らかにされている手順では、事業者による「基本方針の表明」、「ストレスチェック及び面接指導」、そして「集団ごとの集計・分析」まで、衛生委員会における調査審議が果たす役割は大きなものとなる。

ストレスチェックの質問項目、ストレスの程度の評価方法というようなストレスチェックの中身そのものに関することはもちろんのこと、個人情報取り扱いや検査を希望しない労働者等への不利益取扱いがないかどうか、また、面接指導による措置

状況など、審議事項となる問題は相当なものとなりそうだ。

ということは、衛生委員会を構成する労働組合推薦の委員がどのような働きができるのかは大きな問題ということになるだろう。もちろん事業場側の事務局が適切な実務遂行を行うことが大切なのはいうまでもないが、受けることとなる労働者側に立ったスタッフがどのように職場の改善につなげる結果を導けるものにできるかのカギを握っているということができそうだ。



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。
2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。
本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm×210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っていきます。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全センター情報

四半期で 10mSv 超が 8 人 除染作業での被ばく線量 集計結果を公表

除染作業平均被ばく線量 2012 年がピーク

(公財)放射線影響協会は、この4月15日、除染作業等者の被ばく線量等の集計結果を公表した。同協会は従来より放射線業務従事者中央登録センターを運営し、原子力施設での従事者の被ばく線量を一元管理する業務を行ってきたが、2013年11月より除染作業等者の被ばく登録制度についても同様に運営を開始している。

対象となるのは除染電離則に規定されている①除染等業務(土壌の除染等の業務、廃棄物収集等業務、特定汚染土壌等取扱業務)、②特定線量下業務(2.5 μ Sv/h を超える地域で行う①以外の業務)、それに電離則で新たに規定された③事故由来廃棄物等の処分の業務。つまり、原発事故以前のいわゆる「放射線業務従事者」以外で新たに被ばく線量測定を義務付けられた作業者ということになる。

今回公表された集計結果は、この新たな制度による被ばく線量データを集計した数値となっていて、除染業務等の被ばく線量の度合いを示すものとして注目される。

結果によると、従事者数は四半期ごとに増加傾向にあり、平均線量については、2012年1～3月期が0.8mSvでピークと

なっていて、2012年10～12月期以降は、0.2mSv～0.3mSvで横ばいで推移している(次頁図参照)。

従事者数の推移

2011年	2～1,212人
2012年	1,589～6,286人
2013年	6,715～14,710人
2014年	10,576人～17,988人

5 mSv 超が四半期で 102 人も

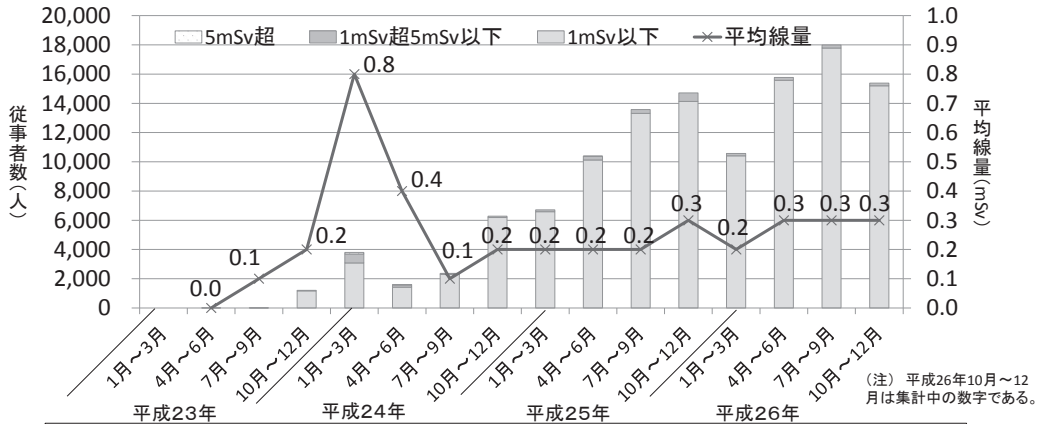
個々の被ばく線量分布をみると、2012年の作業で比較的高い被ばく線量の作業者が多く見受けられる。とくに1～3月期では、最高で10超15以下が8人、7.5超10以下が28人、5超7.5以下が66人となっていて、際だって多い(いずれも単位はmSv)。

事故以前ならば原子力施設での放射線業務従事者の平均年間被ばく線量が1.2mSv程度であったことからすると、広く一般地域でこれだけの被ばくを余儀なくされるといふ恐るべき事態であることをあらためて理解できる。

放射線被ばくの確率的な健康影響については、累積被ばく線量が問題となるのであり、とりわけでも四半期で数mSvレベルの被ばく記録の意味は個々の作業者にとっ

1 四半期ごとの線量分布(速報値)

- 従事者数については、四半期ごとに増加の傾向である。
- 平均線量については、平成24年1月～3月期をピーク(0.8mSv)に、平成24年10月～12月期以降は、0.2～0.3mSvで横ばいで推移している。



【本図の見方】

- ・平成23～26年における除染等従事者等の四半期ごとの線量分布として集計しています。
- ・従事者数は四半期ごとに実人数を集計しています。
- ・平成27年3月30日現在の登録データを基に集計しています。今後新たな線量の登録により当該四半期の集計値に変動を与えた場合は修正を行います。

て意味を持つものといえよう。また、作業者の人数が昨年は大きく増えており、累積の総被ばく線量についても注目されるところだ。

これから福島第一原発においては、廃炉

作業に向けてまずは直接の放射線業務従事者の問題を注視しなければならないが、除染作業の被ばく状況についても注意を払う必要があるだろう。



さんいちブックレット 009

除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

<執筆>なすび、長岡義幸、西野方庸

さんいちブックレット 007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三一書房 <http://31shobo.com/>
1000円＋税

連載 それぞれのアスベスト禍 その50

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

手さぐりで苦しんでいる患者と家族たちII

中皮腫が再発していると判明したYさん。妻のM子さんは戸惑っていたが、本人はそれほど深刻には考えていなかったのか「早く仕事に行きたい」と語っていた。

休職期間が長くなると、職場の同僚たちとの連絡も途絶えがちになって疎外感がましてきてきた。妻もフルタイムで仕事をしているので、日中は自宅ですりだ。

そのようなYさんの行動に異変が起こった。「痛みで苛立ち、大きな声を出すのです」とM子さんから電話が入ってきた。ある時は「植木鉢を持って帰ったから、どうしたのかと尋ねると『知らない人がくれた』と言った。しかし夫は知らない人と話をするような性格ではない」という。不可解な行動がときたま目に留まるようになった。しかし昼間はYさんひとりなので、何が起きているのかM子さんには解らなかった。

私のもとに頻繁に相談の電話がかかるようになった。Yさんの症状は悪化していると思うのだが「抗がん剤治療を」と強く希望するM子さんには「今は痛みを緩和することが大事ですよ」というアドバイスは聞き入れてもらえなかった。ある時「もう抗がん剤はできません。緩和ケアを探して

下さい」と主治医から言われた。それでもまだ、M子さんは私に「緩和ケアで体力が回復したら、抗がん剤ができるのでしょうか」と質問してきた。その間にも、夫のYさんの不可解な行動は続いていた。

「仕事を休んで自宅で過ごす時間を増やしては」とM子さんに言うと「パートに切り替えることも考えたが、やはり仕事は辞められません」との返事。

M子さんは夫であるYさんの病状を正確に解っていなかった。中皮腫で片肺全摘術を行い、その後再発した。抗がん剤治療も行っていたが、「もう抗がん剤はできません」と通告されたにもかかわらず、まだ現実を見つめようとしていなかった。

悩んだ私は、以前に「在宅について考える」(2015年2月14日開催、大阪府のがん基金の助成で実施)というシンポジウムで知り合った「きむ医療連携クリニック」(大阪市中央区)の西原承浩(にしはらたまひろ)医師に相談した。すると西原先生はすぐに動いてくれた。看護師とともに東大阪市に住むYさん宅を訪問してくれたのだ。「西原先生が来てくれて、とても安心してほっこりとした気持ちになりました。夫も久しぶりに笑顔になりました」とK子さんは感激してくれた。しかし「西原先生に診て貰いたいのです」と言うYさん夫妻の願いは叶わなかった。遠距離なの



シンポジウム「在宅について考える」(大阪がん患者団体協議会HPより)

で、緊急の場合には対応できないからだ。近隣の病院で受診するようにすすめられた。

そして西原先生は大阪府立成人病センターの主治医と連絡を取り、Yさんは同病院内の「心療内科」を受診した。診断は「仮性認知症」だった。

仮性認知症は医学書によると「外界からの何らかの精神的・心理的ストレスが原因の心因性疾患と、身体内部の不明の原因により起こる内因性疾患、に分けられます。仮性認知症の代表的な疾患は、うつ病と急性外因反応として起こる軽い意識障害です。(中略)仮性認知症はしばしば『認知症』と誤診されますが、いずれの仮性認知症も治療で改善されますので、正しい診断と早期発見が重要です。」と書いてある。Yさんは大手企業を定年退職して、再雇用で働き始めてほどなく発病した。まだまだ現役で働ける年齢にもかかわらず、中皮腫を発症し、手術・治療のかいなく再発した。その苦衷は察するに余りある。その後M子さんから「西原先生から、夫の予後のことを知る必要があると言われましたが」と相談の電話があった。私もまた「そうです。

成人病センターの主治医に尋ねてください」と強く言った。

ほどなくM子さんからは「主治医の先生に会い、夫の病状は末期だと言われ落ち着かない毎日です。余命は2ヶ月と言われました」とメールが来た。さらに「心療内科の先生には、気持ちが折れる前に来られたのがよかった」とも言われた。Mさんは「元気なうちに家族との時間をできるだけ作っておきたかったのに」と悔やんだ。

私は、西原先生に相談してよかったと心から思った。Mさんは夫であるYさんの元気な姿ばかりが記憶に残り、現状を受け入れられなかったのだと思う。妻の留守中、ひとりで過ごす時間がさらにYさんの心を蝕んでいたのだろう。Mさんも「中皮腫は手術をすれば治る」と信じていただけに「再発」という受け入れがたい現実に、目を逸らしていたのかもしれない。

多くの患者と家族は、発症時はよりよい治療を求めて病院と医師を探す。そして治療と同じく、緩和ケアも必要になる。Yさん夫妻も岡部先生との出会いを喜んでいった。岡部先生は、Yさんが山口宇部医療センター退院後も、心にかけて電話連絡をされていた。

しかし「地域医療連携」の壁にぶつかった。Yさんは気軽に相談できるかかり付け医がいなかったのだ。そのために発生した悲劇だったのかもしれない。

患者と家族の会は「お一人でお悩みにならずに、皆で輪を作りませんか?」と言っているが、まだまだひとりで悩んでいる人は多いのだと思う。

また医療・介護的なことは私たちでは解決できない。地域の医療連携が大事だと学ばせて貰った。身近なところにも、病気だけを診るのではなく、病人を診てくれる医者があることも解った。

「夫の夢である『老後の田舎暮らし』が少しでも実現できるように思っています」とは、最近の M 子さんのメールだ。間に合ってよかった。頑張れ！と心の中でエールを送った。

関西労働者安全センター第35回総会のご案内

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野 方庸

会員ならびに関係者各位におかれましては、日頃より当センターに対するご支援、ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年度定期総会を下記の通り開催致します。

ご多忙中とは存じますが、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。

関西労働者安全センター第35回総会

6月19日(金) 18時00分～

会場：エルおおさか 南館10階101

京阪・地下鉄「天満橋」駅より西に徒歩5分



韓国からの ニュース

■ 10年間で労働者110人が死亡、最悪の『殺人企業』は現代建設／市民は清海鎮海運とサムソン電子を挙げる

現代建設がこの10年間で最悪の『殺人企業』に選ばれた。市民は世越（セウォル）号の船主である清海鎮（チョンヘジン）海運を10年間で最悪の災難事故（市民）殺人企業に、サムソン電子を労働者殺人企業に選んだ。

毎日労働ニュースと韓国労総、民主労総そして労働健康連帯、世越号惨事国民対策会議の尊厳安全委員会が参加する、労災死亡対策作り共同キャンペーン団は、13日ソウルの光化門広場で『2015年最悪の殺人企業選定式』を行った。10年間で多く労働者と市民を死亡に至らしめた企業が『殺人企業』候補に挙がった。市民1502人がオンライン投票で殺人企業の選定に参加した。

現代建設は施工能力評価で1位を記録した総合建設業者で、昨年は17兆3870億ウォンの売り上げを記録した。その陰には労働者がいる。現代建設の工事現場で、2005年



殺人企業選定式で献花する労働者

から14年までに110人が労災で死亡した。昨年は蔚山（ウルサン）の新古里（シンコリ）原子力発電所3号機で3人が窒息死したのを含め、10人の労働者が亡くなった。労災事故で障害を負った労働者は75人に達する。下請け業者の労働者を合算した数字だ。現代建設は毎年選定する殺人企業に、既に3回も名前を挙げられた。2015年4月14日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■ 1年に2400人が労災死、企業殺人法の導入を急げ

民主労総と4・16連帯を始めとする労働・市民・社会団体が、世界労災死亡労働者追慕の日を迎えて、汝矣島（ヨイド）の国会議員会館で『世越号1周期、企業殺人法要求討論会』を開催した。

討論会の発表者イ・ホジュン西江（ソガン）大法学専門大学院教授は、「世越号惨事を始めとする大型惨事の根本責任は、利潤追求や費用削減を目的に安全措置をないがしろにした企業にある」。「現行法体系では産業災害や公衆災害が発生した場合、該当企業に適用される処罰規定は、業務上過失致死傷罪または産業安全保健法第66条の2で、安全業務を担当する末端職員に刑事責任を賦課するというレベルにとどまっている」と憂慮した。

企業に責任を問おうとしても、両罰規定が余りにもレベルが低いという指摘もされた。「産業安全保健法第71条の両罰規定が適用されるケースでも、罰金額は最大3千万ウォンに過ぎず、ほとんどの企業に対する罰金は1千万ウォン未満で終わっているのが現実」と付け加えた。処罰規定を重くしない以上、労災を防ぐ方法がないということだ。イ教授は「国会に労災を発生させた企業に対する処罰を強化する法案が3件発議されているが、

いずれも両罰規定の枠組みを維持しておりその限界は明らかな」と「企業と経営責任者の刑事処罰に関する特別法を制定する方案を積極的に検討しなければならない」と主張した。

民主労総によれば、2000年以後に127万3千人余りが労災に遭い、うち3万3902人が亡くなった。一年平均2422人が労災で死亡したことになる。昨年の労災による死亡者は2134人にもなる。2015年4月29日
毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■ 30代で被災、一生が傷ついた… 労災をなくすように労働者が闘って欲しい

「働き盛りに産業災害に遭って、30年を超えて身体と心に傷を抱えて生きてきました」。

源進レーヨンで働いて神経炎に罹ったユン・ハンギさん(74)は、これまでの歳月をこのように述べた。ユンさんは第15回被災労働者の日の28日、韓国労総から委員長表彰を受けた。源進産業災害者協会の活動に積極的に参加し、被災労働者の手本になったという評価を受けた。

ユンさんは1973年から81年まで、源進レーヨンで生産設備の整備業務を担当した。81年に脚に麻痺症状が現れて退社した後、92年に労災と認められた。源進レーヨンで職業病に罹った労働者は1千人。死の工場・源進レーヨンは、労災闘争の象徴になった。

80年代末にビスコース(繊維として使用できない低品位の短いセルロース繊維を再生し、繊維として利用する製法)人造絹糸の生産工場である源進レーヨンで、労働者が二硫化炭素(CS₂)中毒になった事実は広く知られた。被害者は900人余り、死亡者は150人にもなる。被害者は腕、足の麻痺、言語障害の症状を示した。ユンさんは脚に感覚がない。彼は80年代の中盤から毎日数十粒の薬を飲

んでいる。34才で源進レーヨンを退社した後は、今まで仕事をする事ができなかった。

ユンさんは「源進レーヨンのかつての社長は、労働者から絞り取った金で今でも結構に暮らしているのに、(私は)働き盛りで病気に罹って、仕事ができないのが口惜しい」。「身体と心に傷を負った私が、ひょっとして孫の邪魔になってはと、書道をしながら心の修養をしている」と話した。

ユンさんは最後に「労働界が闘って、労働者が労災に遭わないようにして欲しい」とお願いした。(注:源進レーヨン(株)は1964年に東洋レーヨン(現・東レ)の中古の機械を持ち込んで、66年に設立されたビスコース人造絹糸の生産工場。労働者を保護する安全設備が欠如し、多くの労働者を神経毒ガスの原料として使われる二硫化炭素に曝露させ中毒にさせた。)2015年4月29日
毎日労働ニュース ク・テウ記者

■ 家電製品修理技士のルーゲリック病初の労災認定/鉛の煙・粉塵などに20年間曝露

勤労福祉公団の大田(テジョン)疾病判定委員会は、サムソン電子サービスの東大田センターで20年余り働いて、筋萎縮性側索硬化症(ルーゲリック病)に罹ったLさん(38)が出した療養給与申請に対して、「業務上の疾病と認定される」と決定した。

ルーゲリック病は発病自体が珍しい上に、原因を明らかにするのが難しく、これまで労災と認められたのは3、4件程度。家電製品修理の労働者ではLさんが初めてだ。

Lさんは1993年からサムソン電子サービスの下請け業者に所属し、同センターで、テレビ、電子レンジ、電話機などを修理していたが、2013年にルーゲリック病の確定診断を受けた。仕事はずっとハンダ付けの作業で出る粉塵と鉛の煙、基板洗浄用のシンナーな

どの有機溶剤に長期間にわたって曝露した。

修理と試験稼動をする時は、電子レンジから出てくる電磁波に継続して曝露した事実も認められた。作業場の換気がキチンとされていない状態で、長時間労働にも苦しめられたことも確認された。

委員会は「(これらの点を)総合してみれば、『筋萎縮性側索硬化症』は申請人の業務環境と因果関係があるものと推測・判断されるというのが多数の委員の意見」とした。

『半導体労働者の健康と人権守り』(パノリム)とサムソン労働人権守り、全国金属労組は、「電子製品製造業だけでなく、電子製品の修理サービス業でも職業性疾病の業務関連性を認めたという点で、非常に意味のある判定」と評価した。2015年4月14日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

■感情労働による精神疾患、労災認定が増加／4年間で11%

昨年春、ソウル市内のあるデパートの免税店で、売り場の管理者として働いた40代初めのBさんは、一人のお客との間で揉め事が起こった。お客が化粧品を買ったり返品したりを繰り返す中で、買い換えが思い通りにいかないとぞんざいな言葉で悪口を言い、広告看板を蹴飛ばして仕器が壊れた。そのお客は何日間かずっと売り場を訪れ電話をかけてきた後、Bさんを見付けて抗議した。上司はBさんに引き続き対応させた。ついにBさんは人に会うと深刻な不安を感じるなど、恐慌障害になった。勤労福祉公団は『業務上のストレスによる一時的な不安障害』という医師の診断書によって、Bさんの産業災害を認め、2ヶ月の療養を承認した。

Bさんのように仕事で感情労働に苦しめられたり、暴言・ストレスから生じたうつ病、

恐慌障害など精神疾患を労災と認定する比率が、最近大幅に増えている。勤労福祉公団から取り寄せた『精神疾患の労災申請と判定件数』を見ると、精神疾患を理由に労災を申請した労働者は、2010年の89人から昨年の137人に増え、認められる比率も23.6%(21人)から34.3%(47人)に増加した。産業構造の高度化でサービス業の比重が次第に高まる傾向と連動して、精神疾患も起こり得るという認識が広がったことに伴う変化である。最近職場内でのセクハラや被害者や、お客の暴言・暴行の被害を受けた労働者に対する使用者の不適切な対処によるうつ病なども、労災と認められる傾向だ。しかし外国と比較すれば、精神疾患で労災を申請したり、認められる人数は依然として少数にとどまっていると専門家は指摘する。労働環境と健康関連の社会団体『仕事と健康』のハン・インイム事務局長は、「日本は労働者数が韓国の2倍だが、精神疾患関連の労災申請件数は25倍」、「労働者が仕事で憂うつや不安になっているのに、労災なのかよく分からなかったり、精神的な問題は隠そうとする韓国社会の特性も作用している」と話した。

精神疾患の予防対策を強化する一方で、精神疾患が労災と認められにくい制度を改善しなければならないという声も強い。シム・サンジョン議員は「事前に予防し、起こった場合に加害者を処罰できる方法が準備されていない」「『業務上の精神的ストレスが原因になって発生した疾病』も労災と認められるように、具体的な法律の改正案を真剣に検討しなければならない」と話した。2015年4月22日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

(翻訳：中村猛)

前線かろ

新緑を吸い込みいや増す悲しみぞ 「泉南石綿の碑」 建立

泉南

大阪・泉南アスベスト国家賠償裁判が和解解決して裁判での闘いが一段落したことにより、「泉南石綿の碑」が建立され、建立式が開かれた。泉南のかつては石綿工場が密集していた地域の一角に、「泉南石綿の碑」ともうひとつ、「新緑を吸い込みいや増す悲しみぞ 息ほしき人のあるを知るゆえ」と刻まれた小さな石碑が置かれた。

2005年のクボタショック直後からこの地域の石綿被害の掘り起こしに取り組んできた「泉南地域の石綿被害と市民の会」代表の柚岡一禎氏が挨拶で、この石碑に込めた思いを語った。

「泉南石綿の碑」の6文字には、怒りや悲しみだけで表せない、この地の複雑な事情が込められているという。

「先年肺がんと石綿肺で亡くなった前川清さんの言葉を覚えています。『石綿はおれの

体をめちゃめちゃに壊した。しかし石綿の仕事があったおかげで、一家が生きていけたし、子供を学校に行かせることが出来た』。憎むべき『悪魔のような石綿』ではありませんが、それだけではない『泉南の石綿』であります。この地に生れ、この地で事業を興し、石綿に関わって生活し、この地で死んでいった私たちの父母、兄弟、共に働いた者たちへの思いと、私たち住民の複雑な感情をこの碑文から汲み取っていただければ幸いです。」

式には、泉南市長や阪南市

長代理、両市の市議、「韓国石綿追放ネットワーク」のメンバーも来賓として参加した。また、原告たち、家族や市民ら、弁護団など運動を担ってきた人々、アスベスト被害者団体、アスベスト対策でつながる様々な運動団体のメンバーが大勢集まった。

式典後は懇親会が開かれ、こちらにも多くの方が参加した。手作りの餃子やおにぎり、天ぷらなどが提供され、みな笑顔でこの日を迎えられたことを喜びあった。

3月20日に和解による賠償金を求めて提訴した菊池良子さん（本誌2015年4月号参照）の後、泉南でも3月24日に第3陣の国賠集団提訴が行われ、19名が原告となった。対象となる被害者はまだまだ大勢いるとみられ、今後も被害の掘り起こしが取り組まれる。



産業用ロボットに挟まれ重傷 外国人技能実習生 安全不十分な現場で

大 阪

技能実習生として来日中のグナルディさんは、3年間の契約期間の最終年に産業用ロボットに挟まれ重傷を負った。

この会社では、亜鉛鍍金を施すための500℃の釜に製品を浸漬し、また取りだす作業をアーム型のロボットが行っている。被災者は、その作業場に侵入してロボットに挟まれて負傷してしまった。

なぜわざわざ作業中のロボットの側に近づいてしまったのか。被災者は、作業に使う濡れた軍手を休憩時間中に高温の釜の側で乾かしており、作業に戻る前に軍手を取ろうとしたところだった。当人によると、そのときロボットはまだ休止中であるとの認識であったが、実際にはすでに稼働開始あるいは稼働されたところだったのかもしれない。

会社側担当者は、普段の慣れやロボットの危険性に対する認識不足が今回の事故の遠因で、過去2年間に一度もケガがなかったことも慢心につながったのではないかと分析し、本人の不注意に原因がある事故ということで片づけようとしている。しかし会社は、労働安全衛生規則で求め

られている事業者の取るべき措置を怠っている。

同規則150条4では、「事業者は、産業用ロボットを運転する場合（教示等のために産業用ロボットを運転する場合及び産業用ロボットの運転中に次条に規定する作業を行わなければならない場合において産業用ロボットを運転するときを除く。）において、当該産業用ロボットに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、さく又は囲いを設ける等当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。」としている。

同条の解釈は、

- (1) 出入口以外の箇所から労働者が可動範囲内に容易に侵入できない構造とすること。
- (2) 出入口を設ける場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 出入口に扉等を設け、又はロープ、鎖等を張り、かつ、これらを開け、又は外した場合に非常停止装置が自動的に作動する機能（インターロック機能）を有する安全プラグ

等を設置すること。

ロ 出入口に4-1-2の光線式安全装置又は安全マットを設けること。

ハ 出入口に運転中立入禁止の旨の表示を行い、かつ、労働者にその趣旨の徹底を図ること。

となっている。

この現場では出入口が設けられているため、作業が入る場合は非常停止装置が自動的に作動する機能を敷設する必要があるが、その装置がなかったために発生した事故であった。

被災者はロボットに挟まれて腰骨を骨折しただけでなく、尿道も損傷したため排尿ができず、この1年間を尿道または膀胱カテーテルを用いて生活を続け、自分の意思に関係なく排出される尿を溜めるバッグを常に携帯し非常に不便を感じていた。この状態には外科手術を通じて尿道の再形成に成功したことで解放されたが、現時点では生殖障害が残るおそれが指摘されている。

また、この1年間は不眠・不安に苛まれていたため、精神科にも通院している。精神疾患として併せて療養補償請求を行い、労災事故に関連する疾病として認めらるに至っている。

4月の新聞記事から

4/1 厚生労働省は「ブラック企業」への対策を強化するため、東京、大阪の労働局内に、専門に取り締まる特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」を設置した。全員が労働基準監督官で、東京は7人、大阪は6人。

4/2 積水ハウスの社員だった男性(35)の自殺は上司のパワハラが原因として、男性の両親が同社に損害賠償を求めた訴訟が大阪地裁であり、同社が約6千万円を支払うことで和解。3月24日付。原告によると男性が苦情対応の統括役になった2010年8月以来、上司から指導力不足などを理由に罵声を浴びせられていた。男性は11年9月に死亡。神戸西労働基準監督署は12年8月、労災と認定。13年2月提訴。

4/3 「ホワイトカラー・エグゼンプション」(残業代ゼロ制度)について、労働組合の全労働が労働基準監督官にアンケートを実施、過半数が「反対」と答えた。昨年11月に実施し労働基準監督官1370人から回答を得た。導入に「賛成」は13.3%、「反対」は53.6%、「どちらとも言えない」が33.1%。

4/6 厚生労働省は労働者の勤務状況と、過労死や病気との関係を長期的に追跡調査することを柱とした過労死防止対策大綱の骨子案を明らかにした。昨年11月施行の過労死等防止対策推進法は政府に大綱策定を義務付けており、労使の関係者や過労死遺族、有識者で構成される協議会に示した。政府は夏ごろに大綱をまとめる予定。

4/7 女性部下2人を「愛人1号、2号」と呼ぶなどのセクハラを繰り返したとして、秋田県埋蔵文化財センター中央調査班の男性学芸主事が停職1年の懲戒処分を受けた。

4/10 栃木県小山市消防本部は部下に嫌いなマヨネーズを弁当に山盛りにかけて無理やり食べさせるなどのパワハラを繰り返したとして、男性消防司令補を停職3カ月、別の男性消防司令補を停職1カ月の懲戒処分としたと発表。

4/14 関西電力高浜原発3、4号機の再稼働をめぐる、福井地裁の樋口英明裁判長は住民らの訴えを認め、運転を禁じる仮処分決定を出した。新規制基準は緩やかにすぎ、合理性を欠くとし、新基準を満たしても安全性は確保されないと判断。仮処分を申し立てたのは福井、京都、大阪、兵庫4府県の住民9人。

4/15 ニチアスの羽島工場の元従業員2人が、作業中に石綿の粉じんを吸い健康被害を受けたとして、同社を相手取り計約5940万円の損害賠償を求めた

訴訟の和解協議が岐阜地裁であった。ニチアス側が受け入れを拒否し協議は決裂。判決は9月14日。

愛知県常滑市消防本部は女性部下にセクハラ行為をしたとして、消防本部総務課の主任主査を減給の懲戒処分としたと発表した。処分は14日付。

建設現場の塗装作業でアスベストの健康被害を受けて死亡したとして、男性塗装工の遺族が勤務先の大阪市の塗装会社に賠償を求めた訴訟の判決が、大阪地裁であった。裁判長は会社側の責任を認め約3500万円の賠償を命じた。男性は「竹林塗装工業」に1951年から47年勤務。体調が悪化して98年に依願退職し、02年に石綿肺と診断され約1年後に死亡。

4/16 公立小中学校の教員の8割が「時間外勤務が多い」と感じ、主な原因は「部活動」や「事務処理」。教育学者やジャーナリストら有識者でつくる「日本の教育を考える10人委員会」が調査結果を発表した。時間外が月100時間以上のケースも少なくなく、教員の環境改善を訴えている。調査は選択式で、昨年12月にインターネット上で実施し、1044人が回答。

4/17 福島第1原発作業員の長期健康管理に関する厚生労働省の有識者検討会は、緊急作業にあたる作業員の被ばく線量の上限を100mSvから250mSvに引き上げる報告書案をまとめた。パブコメの募集や労働政策審議会、放射線審議会などを経て、今秋をめどに省令の電離放射線障害防止規則改正を行う。

札幌市中央区の医療法人「社団恵和会」に勤務する40代女性職員が、上司2人と法人に計1100万円のマタハラなどの損害賠償を求めた訴訟で、札幌地裁は職員の主張を認めて被告に計77万円の支払いを命じた。女性職員は2011年以降、男性理事から食事に誘われ断ると、12年8月に異動や業務変更を命じられ、また妊娠するとマタハラ発言を受けた。

4/22 鹿児島地裁は九州電力川内原発1、2号機の再稼働差し止めを求めた住民の仮処分の申し立てを却下した。再稼働の前提となる新規制基準、原子力規制委員会による審査は「不合理な点は認められない」とした。

4/24 勤務先からバイクで帰宅途中に交通事故死したのは、長時間労働による極度の過労が原因だったとして、商業施設などに観葉植物を装飾する会社「グリーンディスプレイ」で働いていた男性(24)の遺族が、同社に1億651万円の賠償を求めて横浜地裁川崎支部に提訴した。時間外労働が多い月で130時間を超える労働環境だった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259